野鳥の取引について

臼井俊二
（日本野鳥の会保護部国際協力室）

3つの重要な決議が提出され，1つは否決，他の2つは修正可決された。

① THE TRADE IN LIVE WILD-CAUGHT BIRDS FOR COMMERCIAL PURPOSES (DOC 8.23)

「特に大量に取引されているもの」という副題のついたもので，アメリカ，ホンジュラス，ウルグアイから似た内容のものが提出された。ウルグアイは後で審議された他の決議といっしょにウルグアイ案を審議することを提案し，受け入れられた。

内容は，大量に取引されているオウム類（付属書Ⅱ掲載種）を種を特定して取引を停止する，というもの。

付属書Ⅱの掲載種を取引停止するということ，が条約に矛盾するということで，根強い反対にあい，決議案は否決された。なぜ矛盾なのか。付属書Ⅱ掲載種は，取引が許可されているので，取引が禁止されている付属書Ⅰ掲載種でもないのに取引を停止するのはおかしい，ということ。しかし，ジンバブエのように「このような予防的措置に賛成」との意見もあった。

② TRADE IN LIVE BIRDS EXPERIENCING HIGH MORTALITIES IN TRANSPORT (DOC 8.24)

アメリカから提出されたもの。「輸送中に高い死亡率が確認されている野鳥」に関する決議。これに関しては，イギリスのNGO英国動物虐待防止協会が，「平均で死亡率が5％を越える輸送などについては取引を停止する」という，さらに強い内容の決議案を用意し，イギリスの代表団を通じて発表。しかし，具体的な数字を好まない締約国が多く，紛糾。結局，骨抜きにされて決議された。

決議された文は骨抜きではあるが，今後有効な以下のような一文がある。

RECOMMENDS that all Parties maintain records of the number of live specimens per shipment and mortalities in transport of bird species listed Appendices I, II and III and that they publish these data annually, providing a copy to the Chairman of the Transport Working Group.

［訳］すべての締約国は，付属書Ⅰ，Ⅱ，Ⅲの掲載種で生きて取り引きされるものについて，一取引ごとにその種の数と死亡率を記録して毎年出版し，そのうち1部を輸送作業部会の議長に送付することを，勧告する。

ただ決議文であるので，原則的には法的拘束力はなく，モラル的拘束力になるため力は弱いが，通産省をおす材料になる。

③ THE TRADE IN WILD-CAUGHT ANIMAL SPECIMENS (DOC 8.35)

条約の「心臓部（ウルグアイ代表）」である第4条の完全執行を求めている決議。つまり，原産国の科学当局による科学的なモニタリングがない種の取引については，取引の停止を含めた厳正な処置をとるように求めた。アメリカが原案を提出し，イギリスが修正案を提出。紛糾後，妥協案が採択された。

これらをどのように解釈したらよいだろうか。

① 決議文で有効な部分を使い，政府に圧力をかける。

② 「骨抜き」ということに関して，欧米の野鳥保護団体は，すでにCITESは有効に働いていない，として野鳥の取引の全面的停止を求めている。しかし，この考えを参考にするのはいいが，まったく同じことを日本で行うことについては慎重にする必要がある。

③ CITESの有効性は認めるものの，時代遅れの感がある。そこで，CITESの基本精神を正確に理解した上で，国内法など他の方法を利用して有効性を引き出す。

④ CITESの遵守を政府に求める。例えば，上記（DOC. 8. 35）などは，遵守していれば問題ないもの。

⑤ 消費者の功罪を考え，日本人をはじめ先進国の人々の意識の改革を考える。